

(案)

資料 1

「人権が尊重されるまち」指標

—大阪市を「人権が尊重されるまち」へ—

(令和2年度版)

令和3(2021)年3月

 大 阪 市

はじめに

「人権が尊重されるまち」とは、「大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち」「差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち」です。

大阪市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざし、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、さまざまな取組みを進めてきました。平成 19(2007)年 12 月に、大阪市人権施策推進審議会からの「今後の人権行政のあり方について（答申）」を受け、平成 21(2009)年 2 月に、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しました。

同計画では、「人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進める」としており、人権の視点からの施策や取組みを全庁的に推進することとしています。また、「人権教育・啓発」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力（エンジン）、
「人権相談・救済」を人権が侵害されるもしものときの備え（エアバック）と位置づけ、平成 22(2010)年 10 月に、人権問題に対応する総合的な拠点施設としての「大阪市人権啓発・相談センター」を開設しました。

さらに、大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民に実感してもらうための「道しるべ」として、平成 23(2011)年 10 月に、多様な人権課題に対応する大阪市の施策や取組みの推移や現状を示した「人権が尊重されるまち」指標を取りまとめ、以降、毎年度改訂しています。

今後とも、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」のもと、この「人権が尊重されるまち」指標を活用し、「国際人権都市大阪」の実現に向けて、さらに取組みを進めていきます。

目 次

I 人権尊重のまちの実現に向けて	1
-------------------------	---

II さまざまな人権課題への取組み	3
--------------------------	---

(1) 女性 — 女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち —	4
(2) こども — こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち —	8
(3) 高齢者 — 生きがいをもって安心して暮らせるまち —	12
(4) 障がいのある人	
— 障がいのある人と障がいのない人がともに暮らし活動するまち —	15
(5) 同和問題（部落差別） — 差別のないまち —	18
(6) 外国人 — 多文化共生のまち —	21
(7) 個人情報の保護 — 自らの情報が適切に取り扱われているまち —	24
(8) 犯罪被害者等への支援 — 地域の人々の理解や協力が得られるまち —	26
(9) ホームレス — 地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち —	28
(10) L G B Tなどの性的少数者 — 自分らしく生きることができるまち —	30
～ 新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について ～	32

III 人権行政の推進	33
--------------------	----

(1) 人権啓発・相談の取組み	34
(2) 人権行政の担い手づくり	36
(3) 人権の視点からの行政運営の推進	
— 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み —	37

※ 各項目の太字・網掛けの数値は目標値を示し、細字・網掛け無しの数値は実績値を示しています。

I 人権尊重のまちの実現に向けて

「人権」とは、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことのできないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものであり、安心して生きる権利、自分で自由に考え意見を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、基本的で具体的な権利の総称です。

一方で、人はみな、すべての人の自由と権利を守り、住みやすい世の中をつくるための義務を負い、自分の権利の濫用によって他の人の人権を損なうことがあってはなりません。

「大阪市人権尊重の社会づくり条例」には、「市民は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、本市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するものとする。」として、人権尊重の社会づくりに向けた市民の責務がうたわれています。市民一人ひとりが人権に関する高い意識や関心を持つとともに、市民が「人権が尊重されている」と実感を得ることが、人権が尊重されるまちづくりに向けた取組みへとつながっていきます。

さらに、人権尊重の理念を実現し、大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導くためには、行政だけでなく、市民や民間企業、大学・研究機関などと行政、市民相互が協働して取組みを進めていくことが必要不可欠です。企業にもまた、その活動において人権問題や環境問題に積極的にかかわり「企業の社会的責任」を果たすための取組みが求められています。

大阪市では、すべての市民の「人権が尊重されているまち」の実現をめざし、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、市民や企業などの人権に対する関心と意識の向上に向けた啓発を積極的に行うとともに、さまざまな人権問題に対応するべく、全市をあげて、また、市民、地域団体やNPO、企業など地域社会の担い手と連携・協働しながら、人権施策を進めてきています。

基本指標

項 目	状況の推移		
「人権に関心がある」と答えた市民の割合※ ¹	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 65.0%	令和 2 年度 69.1%
	民間ネット調査	令和元年度 61.4%	令和 2 年度 67.2%
「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合※ ²	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 52.9%	令和 2 年度 60.1%
	民間ネット調査	令和元年度 55.8%	令和 2 年度 66.4%

※1 「関心がある」、「少し関心がある」と答えた割合

※2 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

(注)「人権問題に関する市民意識調査」と「民間ネット調査」の調査対象者と回答者数について

「人権問題に関する市民意識調査」：18 歳以上の大阪市民 2,000 人、回答者数は平成 27 年度 743 人、令和 2 年度 726 人。

「民間ネット調査」：18 歳以上の大阪市民 500 人、各年代（29 歳以下、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳以上）ごとに 100 人。

以下、「Ⅱ ささまざまな人権課題への取組み」の各基本指標及び 32 ページにおいて同様。（大阪市民政局）



大阪市人権啓発マスコットキャラクター
『にっこりーな』です！
どうぞよろしく！

Ⅱ さまざまな人権課題への取り組み

昭和 23(1948)年 12 月の国連総会において採択された「世界人権宣言」および宣言の内容に法的拘束力を持たせた「国際人権規約」は、今日、人権保障の国際的な基準となっています。国連はこれまで、「人種差別撤廃条約」や「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を採択するとともに、「人権教育のための国連 10 年」などを設定するなど、人権の保障を確保する取り組みを推進してきました。

こうした国連の動きと連動し、わが国においても、憲法で保障された基本的人権を守るため、必要な法整備が順次行われ、平成 28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」および「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権尊重の取り組みが進められています。

こうしたなか、大阪市では、「人権が尊重されるまち」の実現に向け、国内外の動向や社会経済情勢の変化をふまえ、市民・企業・民間団体などと連携・協調を図りながら、さまざまな人権課題に取り組んでいます。

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、グローバル化、こどもの貧困問題、インターネット・SNS※といった情報通信技術の社会への浸透など、さまざまな状況変化がみられるなか、人権課題は複雑・多様化しており、さまざまな市民の人権擁護を図ることが重要となってきています。

ここでは、10の課題 ＜①女性、②こども、③高齢者、④障がいのある人、⑤同和問題（部落差別）、⑥外国人、⑦個人情報保護、⑧犯罪被害者等への支援、⑨ホームレス、⑩LGBTなどの性的少数者＞ をとりあげ、それぞれの課題をめぐる今日的な動向や、市民の意識や大阪市の取組みの状況をお示しします。また、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、今年度の市民意識調査の結果も踏まえてお示しします。

※ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略語。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。

(1) 女性

－女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち－

男女共同参画社会の実現は、憲法に男女平等の理念がうたわれたことが契機となり、戦後の国際社会における取組みとも連動しながら、わが国において着実に進められてきました。少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢の急激な変化に対応していくうえで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められています。この間、社会で活躍する女性も増えてきましたが、一方で就労の分野における男女間の格差やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとして、固定的な性別役割分担意識などがもたらす課題や問題は、今なお生じています。

このような現状を踏まえ、わが国では、平成 26(2014)年 10 月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、平成 27(2015)年 9 月、女性の職業生活における活躍を推進するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を公布し、同年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、DV に関しては、平成 14(2002)年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行され、以降、順次改正が行われ、その予防と被害からの回復の取組みを推進し、配偶者からの暴力を許さない社会づくりの取組みが進められてきました。

大阪市では、「大阪市男女共同参画推進条例」を平成 14(2002)年 12 月に公布するとともに、平成 18(2006)年 3 月に第 1 次の「大阪市男女共同参画基本計画」を、また、平成 29(2017)年 1 月には「大阪市男女共同参画基本計画～第 2 次大阪市男女きらめき計画～」を策定し、市民や事業者と協働して、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的に進めています。

【固定的な性別役割分担意識】

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、

男女がともに地域活動に参加し、まちづくりの担い手となるよう取組みを進めることが求められています。また、長時間労働、男性中心型の労働慣行が存在する中で、育児・介護については女性の負担が依然として多くなっている現状があり、今後、長時間労働の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女ともに仕事と育児・介護を両立し多様な生き方、働き方を選択できるよう社会環境の整備を図ることが必要です。

現在、大阪市では、「大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～」に基づき、職場、家庭、地域生活において固定的な性別役割分担意識が解消されるよう広報・啓発を進めるとともに、仕事と家庭の両立に向けた意識改革として、「大阪市ワーク・ライフ・バランス推進月間」の取組みを官民協働で実施しているほか、男性の家事・育児などへの参画促進等に取り組んでいます。

男女共同参画に関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市は男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 61.9%	令和2年度 62.0%
	民間ネット調査	令和元年度 51.8%	令和2年度 62.0%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《男女共同参画に関する状況》

項 目	概 要	現況数値と目標（状況の推移）		
社会全体として男女が平等であると思う市民の割合※	男女がともに仕事、家庭、地域生活など、様々な活動を自らの希望に沿った形で展開できるよう固定的な性別役割分担意識の解消	平成 30 年度 13.6%	令和元年度 16.2%	令和 2 年度 20%以上
男性は、家庭生活・地域社会よりも仕事に専念もしくは優先させるほうが望ましいと答えた人の割合※		平成 30 年度 女性：57.2% 男性：60.0%	令和元年度 女性：29.8% 男性：32.8%	令和 2 年度 女性：40% 男性：50%
女性は、仕事よりも家庭生活・地域活動に専念もしくは優先させるほうが望ましいと答えた人の割合※		平成 30 年度 女性：34.0% 男性：48.1%	令和元年度 女性：26.3% 男性：24.3%	令和 2 年度 女性：25% 男性：35%
女性チャレンジ応援拠点の利用状況（平成 28 年度からの累計）※	地域活動の主要な担い手をめざす意欲ある女性の発掘、育成・支援	平成 30 年度 2,637 人	令和元年度 4,342 人	令和 2 年度 4,000 人

※ 大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～（平成 28 年度～令和 2 年度）等：大阪市民政局

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。近年では配偶者やパートナーからの暴力である DV に加え、交際中の恋人同士の間にかかる「デート DV」も 10 歳代から 20 歳代の間にも広がっていることから、男女共同参画社会を推進していく上で克服すべき重大な課題となっています。

このため、大阪市では、「DV 防止法」に基づく市町村基本計画でもある「大阪市男女共同参画基本計画」に基づき、平成 23(2011)年 8 月に大阪市配偶者暴力相談支援センターを開設し、区保健福祉センターや警察など関係機関とも連携しながら、被害者の保護・自立支援に取り組んでいます。

DVに関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市は配偶者・パートナーなどからの暴力（DV）の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 49.3%	令和 2 年度 56.5%
	民間ネット調査	令和元年度 49.2%	令和 2 年度 56.0%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《DVに関する状況》

項 目	概 要	現況数値と目標	
配偶者暴力相談支援センターの認知度※	DV被害者の保護機能の充実と被害者の状況に応じた相談・支援体制の認知度の向上	令和元年度 34.0%	令和 2 年度 50%

※ 大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～（平成 28 年度～令和 2 年度）：大阪市民政局

パープルリボンについて



女性に対する暴力被害者にとって、世界をより安全なものとすることを目的として、1994 年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれています。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッチなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では 40 カ国以上に広がっています。

(2) こども

ーこどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまちー

こどもに対する虐待、いじめや体罰、貧困問題など、こどもに関する人権侵害が大きな社会問題となっています。こどもは一人ひとり独立した人格をもっており、その人権は最大限に尊重され、守られなければなりません。未来を担うこどもたちが、心豊かで健やかに成長することができる社会づくりを進める必要があります。

わが国では、平成元(1989)年 11 月に国連総会で採択され、平成 6(1994)年 4 月に批准された「児童の権利に関する条約」に基づき、こどもの基本的人権の尊重や最善の利益の尊重などに取り組んできました。

また、社会問題化しているいじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 25(2013)年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

大阪市では、平成 27(2015)年3月に、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画を一体のものとした、「こども・子育て支援計画」を策定し、包括的な視野から、総合的なこども・子育て支援施策を推進しています。

【児童虐待】

少子化や核家族化の進行に伴い、子育てが孤立しがちになることや、DV による心理的虐待の増加などから、こども相談センターに寄せられる児童虐待に関する通告・相談は依然として高い数値で推移しています。

大阪市では、平成 18(2006)年度、各区に要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、各区の子育て支援室を中心に大阪市こども相談センター（児童相談所）や関係機関が連携をとりながら対応できる体制を整えてきました。こども相談センターにおいては、平成 21(2009)年 9 月に、24 時間 365 日児童虐待通告・相談に対応する「大阪市児童虐待ホットライン」を設置、平成 28(2016)年 10 月には、平野区に南部こども相談センターを開設しました。毎年 11 月の児童虐待防止推進月間・オレンジリボンキャ

ンペーンを中心に、児童虐待防止に向けた広報周知にも取り組んでいます。

また、平成 30(2018)年度には、市長をトップとする「大阪市児童虐待防止体制強化会議」を開催、令和元(2019)年度には、大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」に市長が副座長として参画し、更なる児童虐待防止体制の強化に取り組んでいます。

さらに、令和元(2019)年6月成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正する法律」の中で、「子どもの権利擁護」の在り方について、国において施行後2年以内に検討し必要な措置を講じることとされました。本市においても、令和2(2020)年3月に策定した「大阪市社会的養育推進計画」の中で、国がまとめる方針に基づき、こどもの権利擁護の取組みを行うこととしています。

【いじめ・体罰】

最近のこどものいじめの態様は多様化、複雑化し、外からは見えない形で進行している場合が多く見られます。国が行った「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果では、いじめの認知件数は61万2,496件と相当数に上っています。また、教育職員による体罰についても、依然として後を絶たない状況にあります。

大阪市では「大阪市教育振興基本計画」（平成 29(2017)年3月改定）に沿って、「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」(平成 27(2015)年8月策定)および「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために～体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針・児童生徒の問題行動への対応に関する指針～」(平成 25(2013)年9月策定)に基づき、学校における、いじめ、問題行動に毅然とした対応をとるための制度や体罰・暴力行為を生まない学校づくりに取り組んでいます。

【こどもの貧困対策の推進】

こどもの貧困対策は、子育て・教育・福祉・健康など多岐にわたっていることから、それぞれの分野が横断的に連携し、施策を総合的かつ円滑に推進するため、市長を本部

長とする「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を設置し、取組みを進めています。

こどもの貧困についての現状を把握するため実施した「子どもの生活に関する実態調査」（平成 28(2016)年 6 月～7 月実施）では、世帯の経済状況が、こどもの生活や学習環境、学習理解度に影響を与えていることや、若年で親になっている世帯やひとり親（主に母子）世帯が経済的に厳しいことなどが確認されました。

実態調査の結果をもとに、こどもの貧困対策を総合的に推進する観点から「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を平成 30(2018)年 3 月に策定し、すべてのこどもたちが、生まれ育った環境に関わらず、健全に成長できるよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、こどもと子育て家庭を社会全体で支える取組みを進めています。

こどもに関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市はこどもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 52.5%	令和 2 年度 61.3%
	民間ネット調査	令和元年度 53.2%	令和 2 年度 58.2%
「大阪市は子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 51.5%	令和 2 年度 59.6%
	民間ネット調査	令和元年度 53.2%	令和 2 年度 55.4%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

オレンジリボン運動について



2004年9月、栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げられて亡くなる事件がおきました。その事件をきっかけに小山市の「カンガルーOYAMA」が、二度とこのような事件が起こらないようにと願いを込めて、2005年にオレンジリボン運動（キャンペーン）を始め、2006年からは「児童虐待防止全国ネットワーク」が総合窓口を担い、全国的にキャンペーンなど活動を広げています。

項 目	概 要	現況数値と目標（状況の推移）		
こども相談センターにおける虐待相談件数※ ¹	児童虐待の防止	平成 30 年度 6,316 件		令和元年度 6,523 件
こども相談センターの数		平成 25 年度 1 か所	令和元年度 2 か所	令和8年度 4 か所
「自分によいところがある」と思うこどもの割合※ ² ・※ ³	こども・青少年の「生きる力」を育成	平成 30 年度 79.0%(小学生) 72.4%(中学生)	令和元年度 74.7%(小学生) 67.4%(中学生)	令和6年度 80% (小・中学生)
子育てについて「楽しいと感じることの方が多」と答える保護者の割合※ ³	安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実	平成 25 年度 78.6%(就学前児童) 72.3%(就学児童)	平成 30 年度 77.5%(就学前児童) 73.9%(就学児童)	令和 6 年度 80% (就学前・就学児童)
「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合※ ³	こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立	平成 25 年度 67.4% (就学前児童)	平成 30 年度 65.6%(就学前児童) 69.9%(就学児童)	令和 6 年度 70% (就学前・就学児童)
「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合※ ³		平成 25 年度 33.8% (就学前児童) 24.4% (就学児童)	平成 30 年度 36.3% (就学前児童) 28.4% (就学児童)	令和 6 年度 20% (就学前・就学児童)
いじめの認知件数※ ⁴		平成 30 年度 22,046 件(小学生) 1,114 件(中学生)		令和元年度 20,855 件(小学生) 1,368 件(中学生)
「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思うこどもの割合※ ²		平成 30 年度 96.2%(小学生) 94.4%(中学生)		令和元年度 96.7%(小学生) 93.8%(中学生)

※¹ 大阪市こども青少年局

※² 全国学力・学習状況調査：大阪市一児童（公立）

（令和2年度は新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育への影響を考慮し、実施なし）

※³ 大阪市こども・子育て支援計画（第2期）（令和2年度～令和6年度）：大阪市こども青少年局

※⁴ 大阪市教育局委員会

(3) 高齢者

－生きがいをもって安心して暮らせるまち－

日本人の平均寿命は、1980 年代半ばから世界最高水準となっています。平成 27(2015)年には 65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合(高齢化率)は 26.6%^{※1}、大阪市においても 25.3%^{※1}となりました。

急速な高齢化に伴い、認知症や虐待、また孤立死や介護の問題など、高齢者をめぐる問題は個人や家庭内で解決できる範囲を大きく超えて社会問題となっている一方で、高齢者の年齢幅は非常に大きく、さまざまな価値観、生活様式、考え方、健康状態の方がいらっしゃいます。

大阪市においては、生活に必要なさまざまな情報が届きにくいとされる一人暮らしの高齢者の占める割合が他都市に比べて非常に高く、また、認知症高齢者数^{※2}が令和 2(2020)年に 77,693 人^{※3}となっています。

こうしたなか、高齢者の中でも多数を占める比較的元気な方が、できる限り健康を維持し社会とのかかわりを持ち続ける社会および、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者や家族のニーズに、的確に対応した支援策や施策が必要となっています。すべての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいと個人としての尊厳をもって暮らし続けることができるよう、高齢者やその家族を身近な地域で支援する仕組みやネットワークづくりが求められています。

大阪市では、このような社会状況の変化に対応して、平成 30(2018)年 3 月に「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～令和 2 年度）」を策定しました。

高齢者が健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、豊かな人生経験や長年にわたって培った知識や技術を活かした生涯学習活動の支援や指導者として活動する機会を提供したり、高齢者が年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、生きがいをもって自立した生活を送ることができるような社会参加支援の充実に向けて、それぞれの社会的・経済的状況、ニーズに応じた多様な施策を展開しています。

※1 平成27年国勢調査

※2 「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人の数。

※3 この推計は医学的に認知症と診断されたものではなく、要介護認定における認定調査結果を基に推計したもので、要介護認定を受けていない人は含まれていません。

高齢者に関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 59.0%	令和2年度 70.4%
	民間ネット調査	令和元年度 57.6%	令和2年度 63.8%
「大阪市は高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 48.9%	令和2年度 62.8%
	民間ネット調査	令和元年度 53.2%	令和2年度 57.0%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合



項 目	概 要	現況数値と目標（状況の推移）		
シルバー人材センター会員数	高齢者の生きがいづくり や人材活用の推進	平成 30 年度 9,749 人	令和元年度 9,670 人	令和2年度 10,000 人
地域包括支援センター設置数※1	身近な地域での相談・ 支援の充実	平成 30 年度 66 カ所	令和元年度 66 カ所	令和2年度 66 カ所
介護予防ポイント事業の活動者数※1	社会参加や地域貢献活動 を通じて活動者自身の介護 予防を推進	平成 30 年度 1,236 人	令和元年度 1,358 人	令和2年度 3,400 人
認知症サポーター の養成数※1・※2	認知症高齢者とその家族 の支援の強化	平成 30 年度 累計 200,145 人	令和元年度 累計 220,688 人	令和2年度 累計 240,000 人
地域における見守り ネットワークの強化※3	要援護者の地域による見 守り体制の強化	平成 30 年度 累計 331 地域	令和元年度 累計 333 地域	令和2年度 累計 全 333 地域
市民後見人養成 （市民後見人バンク 登録者）※1・※3	市民後見人を養成し、 市民後見人バンク登録者 の増員を図り、権利擁護を 推進	平成 30 年度 240 人	令和元年度 282 人	令和2年度 300 人
高齢者虐待の予防・ 早期発見※1（相談・ 通報・届出件数）	大阪市及び各区高齢者虐 待防止連絡会議を通じて、 参画する関係機関の連携 の強化、啓発・広報の取組 みの推進	平成 30 年度 1,053 件		令和元年度 1,101 件

※1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～令和 2 年度）：大阪市福祉局

※2 大阪市福祉局運営方針（平成 30 年度、令和元年度）

※3 大阪市地域福祉基本計画（平成 30 年度～令和 2 年度）

（４）障がいのある人

－障がいのある人と障がいのない人が ともに暮らし活動するまち－

昭和 56(1981)年の「国際障害者年」における「世界行動計画」は、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現のため、効果的な施策を推進することを目的として、昭和 50(1975)年 12 月の「障害者の権利宣言」をさらに詳細かつ具体的に定めたもので、その後の各国の政策の指針となりました。

平成 18(2006)年 12 月には、第 61 回国連総会において、21 世紀では初の人権条約であり、アクセシビリティ、教育、十分な生活水準および社会保障など 50 か条からなる「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本政府は平成 19(2007)年 9 月に署名を行いました。

国においては平成 5(1993)年 12 月に「心身障害者対策基本法」の一部を改正した「障害者基本法」により、対象を身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者とすることが定められました。平成 23(2011)年度には、同法律が改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「地域社会における共生等」、「差別の禁止」などの基本原則が定められました。

平成 25(2013)年 4 月には、障がいのある人が自立し、地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざして平成 18(2006)年 4 月に施行していた「障害者自立支援法」が改正され、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、「障害者基本法」における地域共生社会の実現などの内容を含んだ基本理念が定められました。

また、すべての障がい者が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることなどを踏まえ、行政機関などおよび事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮^{*}の提供）などを定めた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成 25(2013)年 6 月に公布され、平成 28(2016)年 4 月に施行されました。

大阪市では、障がいのある人もない人も地域社会の一員として共に生きることできる社会をめざして、障がいのある人が入所施設や病院から地域生活へ移行していくことができるよう取組みを進めてきました。

平成 28(2016)年 1 月には、聴覚に障がいがあり手話を必要とする方の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現をめざして「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定しました。

また、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、高齢者、障がい者などをはじめ、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう、建物や施設について整備を働きかけ、エレベーターやスロープ、多目的（多機能）トイレの設置など、バリアフリー化を促進しています。

令和 3(2021)年 3 月に「大阪市障がい者支援計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」の中間見直し及び、「第 6 期大阪市障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」の策定を一体的に行い、障がいのある人が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう、継続した取組みを進めているところです。

※ 合理的配慮：障がいのある方一人ひとりに合った必要な工夫ややり方を考えること。

障がいのある人に関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市は障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 40.5%	令和 2 年度 55.6%
	民間ネット調査	令和元年度 45.0%	令和 2 年度 50.2%
「大阪市は障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 44.1%	令和 2 年度 56.7%
	民間ネット調査	令和元年度 46.0%	令和 2 年度 53.6%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	現況数値と目標（状況の推移）		
入所施設からの地域移行者数（平成 29 年度からの累計）※1	地域での自立生活の推進	平成 30 年度 58 人	令和元年度 101 人	令和 2 年度 154 人
施設入所者数（総数の削減）※1		平成 30 年度 1,327 人	令和元年度 1,306 人	令和 2 年度 1,321 人
精神科病院における 1 年以上の長期入院者数（削減）※1		平成 30 年度 1,903 人	令和元年度 1,773 人	令和 2 年度 2,061 人
障がい者グループホームの利用者数※1	障がい者グループホームの利用の促進による自立した日常生活に向けての支援の推進	平成 30 年度 2,457 人	令和元年度 2,673 人	令和 2 年度 3,183 人
福祉施設からの一般就労者数※1	福祉施設からの一般就労者数の増加	平成 30 年度 641 人	令和元年度 702 人	令和 2 年度 788 人
市民後見人養成（市民後見人バンク登録者）※2	市民後見人を養成し、市民後見人バンク登録者の増員を図り、権利擁護を推進	平成 30 年度 240 人	令和元年度 282 人	
障がい者虐待の予防・早期発見※2（相談・通報・届出件数）	大阪市及び各区障がい者虐待防止連絡会議を通じて、参画する関係機関の連携の強化、啓発・広報の取組みの推進	平成 30 年度 463 件	令和元年度 520 件	
インターネットモールサイト店舗数※2	福祉施設製作物（授産製品）の振興、障がい者の工賃の引き上げによる生活水準の向上	平成 30 年度 60 店舗	令和元年度 63 店舗	

※1 第5期大阪市障がい福祉計画・第1期大阪市障がい児福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）：大阪市福祉局

※2 大阪市福祉局

（５）同和問題（部落差別） ー差別のないまちー

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなどといった我が国固有の人権問題です。

昭和 40(1965)年 8 月の国の同和対策審議会答申を受けて、昭和 44(1969)年 7 月に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後、同和問題（部落差別）の解決に向けた取組みが進められてきました。

大阪市においても、法に基づく同和対策事業の実施によって、地区の生活環境は大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発も推進され、市民の人権意識も高まるなど、同和問題（部落差別）は解決に向けて大きく進んだところです。

平成 14(2002)年 3 月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の失効により、特別措置としての同和対策事業を終了しました。また、同和対策の一環として始められた事業などの中で、見直しが完全に行われていなかった事業などがあったことから、平成 18(2006)年 11 月に「地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について（方針）」を策定するとともに、「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議」において進捗監理を行ってきました。

法失効後の同和問題（部落差別）の解決に向けた取組みとしては、平成 13(2001)年 10 月の大阪市同和対策推進協議会の意見具申を踏まえ、一般施策によって取組みを進めています。

しかしながら、差別的な発言や落書き、インターネット上の書き込みなどの差別事象が今なお発生しており、差別意識の解消が図られているとは言えない状況にあります。

また、一部の民間会社が土地差別につながるような調査を実施していた事案もあり、入居時もしくは宅地建物の取引においても、「ここは同和地区ですか」といった内容の問い合わせが今もある状況です。

さらに、平成 27(2015)年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」においても、結婚の際や住宅を選ぶ際の忌避意識などが、依然として残っていることがわかりました。

こうしたなか、国においては、平成 28(2016)年 12 月に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

大阪市においても、インターネット上の書き込みによる差別事象について大阪法務局に対して削除要請を行うなど、粘り強く適切に対応していくとともに、人権行政を担う職員の意識の向上も含め、取組みを進めています。今後とも、法律の趣旨を踏まえ、また、「大阪市同和問題に関する有識者会議」において幅広く意見を聴きながら、同和問題（部落差別）の一日も早い解決をめざしてまいります。

同和問題（部落差別）に関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市は同和地区※1 であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのない（差別のない）まち」と思う市民の割合※2	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 40.1%	令和 2 年度 48.5%
	民間ネット調査	令和元年度 51.6%	令和 2 年度 56.0%

※1 同和地区

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）に基づき、同和問題（部落差別）の解決に向け実施された地域改善対策の対象地域として指定された地域であります。平成 14(2002)年 3 月に「地対財特法」は失効し、事業はすでに終了しています。

※2 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《差別事象の認知と相談件数》

項 目	概 要	状況の推移	
差別落書きなど差別事象の件数（大阪市における把握件数）※	同和問題（部落差別）に対する市民の正しい理解の促進と差別事象や差別意識の解消	平成 30 年度 20 件	令和元年度 24 件
同和問題（部落差別）に関する相談件数※	同和問題（部落差別）に関する相談への迅速・適切な対応	平成 30 年度 20 件	令和元年度 16 件

※ 大阪市民政局

《就職差別の現状認識》

項 目	概 要	状況の推移	
「同和地区の人は就職するとき不利になることがある」と思う市民の割合※	同和問題（部落差別）に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成 27 年度 48.2%	令和 2 年度 41.7%

※ 「人権問題に関する市民意識調査」（平成 27 年度、令和 2 年度、「同和問題を知っている」と答えた市民が対象）：大阪市市民局

《結婚差別の現状認識》

項 目	概 要	状況の推移	
「同和地区の人は結婚する際、反対されることがある」と思う市民の割合※	同和問題（部落差別）に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成 27 年度 60.5%	令和 2 年度 45.8%

※ 「人権問題に関する市民意識調査」（平成 27 年度、令和 2 年度、「同和問題を知っている」と答えた市民が対象）：大阪市市民局

《住宅を選ぶ際の忌避意識》

項 目	概 要	状況の推移	
「住宅の購入、賃貸などの際、小学校区が同和地区と同じ区域になる物件を避けることがある」と思う市民の割合※	同和問題（部落差別）に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成 27 年度 45.0%	令和 2 年度 38.3%

※ 「人権問題に関する市民意識調査」（平成 27 年度、令和 2 年度）：大阪市市民局

（６）外国人 ー多文化共生のまちー

大阪市には、韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、多くの外国人住民※¹が住んでおり、地域社会の構成員として、その発展に貢献してきました。令和元(2019)年末の市域に居住する外国人住民は、14万5,000人を超え、国籍・地域数は143にも及んでおり、そのうち約44.8%が韓国・朝鮮籍、約29.7%が中国籍となっています。近年では、ベトナムやネパールなどから、新たに来日する外国人住民が増加しており、外国人住民の文化的・歴史的背景、抱える課題やニーズも多様化しています。また、国籍は日本であっても外国にルーツをもつ住民も増えています。

※1 外国人住民

住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有する者を「外国人住民」としています。

なお、大阪市では、外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や、親が外国籍であることなども、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れて施策・事業に取り組むこととしています。

平成28(2016)年に法務省が実施した「外国人住民調査」では、生活に必要な情報の入手方法について、「市町村・都道府県の広報紙・ウェブサイト等」が大阪市では27.6%（全国37市区平均27.1%）、「必要な情報をどのようにして得ればよいかわからない」が大阪市では6.0%（全国37市区平均7.7%）となっています。外国人住民が情報が届かないことによる不利益を被ることなく、市民サービスが適切に提供され、外国人住民にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められています。

また、今なお、国籍や民族を理由とした差別やいじめなどの課題があることから、国籍や民族などの違いによる不当な社会的不利益を受けることのない人権が尊重される社会を実現することが一層重要となっています。

一方、少子高齢化による人口減少時代において社会の活力を維持していくためにも、外国人住民を含むすべての人々が、最大限にその能力を発揮できる社会づくりが必要です。

大阪市では、平成10(1998)年に策定した「大阪市外国籍住民施策基本指針」に基づき外国籍住民施策を推進してきましたが、新たに来住する外国人住民が増加し今後も増

加することが想定されることを踏まえ、令和2(2020)年12月に新たに「大阪市多文化共生指針」を策定し、引き続き、多文化共生社会※²の実現に向けて、必要な施策を総合的に推進しています。

また、特に近年、ヘイトスピーチによる人権侵害を許さない取組みが課題となっており、国においては「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」が平成28(2016)年6月に施行されました。

大阪市においても、市民等の人権擁護とヘイトスピーチ抑止のため、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を平成28(2016)年に施行し、ヘイトスピーチと認定した表現活動について、その拡散を防止する措置や、市としての認識等の公表を行っています。

今後とも、「すべての人の人権が尊重される社会」、「豊かな多文化共生社会」の実現に向けて、多文化共生施策を総合的・効果的に推進していきます。

※2 多文化共生社会

大阪市多文化共生指針において、多文化共生社会を、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現を目指して、社会参加できる創造的で豊かな社会と定義しています。

外国人に関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市は外国人住民が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 51.7%	令和2年度 60.6%
	民間ネット調査	令和元年度 58.0%	令和2年度 65.4%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	状況の推移	
webサイト「大阪生活ガイド （英語、中国語、韓国・朝鮮語 やさしい日本語）」※1へのアク セス数	市内在住外国人（転入者 等）に、防災・交通・ 教育・医療などの生活情 報を提供	平成 30 年度 89,787 件	令和元年度 59,117 件
大阪市の多文化共生の ホームページへのアクセス数 （年間）※2	多文化共生に関する市民 の理解の促進と多文化共 生にかかわる情報の提供	平成 30 年度 6,578 件	令和元年度 8,464 件
多言語対応している外国人住 民相談窓口での相談件数※3	外国人住民が地域生活で 生じるさまざまな問題に ついて多言語で相談でき るよう実施	平成 30 年度 2,930 件	令和元年度 3,518 件
国際交流・多文化共生活動を 行う「アイハウス・ ボランティア」登録者数※4	自発的な国際交流・多文 化共生活動の活性化を 図る	平成 30 年度 469 人	令和元年度 458 人

※1 大阪市政策企画室

※2 大阪市民政局

※3 大阪市経済戦略局

※4 市民の自発的な国際交流・多文化共生活動の促進のため、ホームステイや通訳・国際交流イベント、日本語サポートなどのボランティア活動の機会を提供する「アイハウス・ボランティアバンク（(公財)大阪国際交流センター運営）」の登録ボランティア数（大阪市経済戦略局）

(7) 個人情報の保護

－自らの情報が適切に取り扱われているまち－

情報化が進み、個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活はとても便利になった反面、情報通信技術の進展により多種多様で膨大なデータ（いわゆるビッグデータ）の利用が可能となり、個人に関する大量の情報が集積・利用されることによる個人情報・プライバシーの保護についての不安が生じています。また、戸籍謄本などの不正取得や個人情報の漏えい事故などが発生すると、重大な人権侵害につながる恐れがあります。

わが国では、平成 17(2005)年 4 月に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、行政機関はもとより、事業者にも個人情報の適正な取扱いが義務づけられました。平成 29(2017)年 5 月には、同法律の改正法が施行され、個人情報の取扱い数に関係なく、同法律がすべての事業者に適用されることになるとともに、個人データの適正な第三者提供を確保するための規定が設けられました。また、令和 2(2020)年 6 月には、不正な方法による個人情報の利用禁止の明確化や、自己情報の利用停止等の要件緩和など、いくつかの改正が行われました。（令和 4(2022)年度までに施行予定）

事業者は、法律の規定に基づき、個人情報の取得にあたっては、利用目的を特定し、必要のない個人情報は収集しないようにしなければなりません。また、個人情報を提供する側である市民一人ひとりが「自分の個人情報は自分で守る」という意識をもつことが重要です。個人情報を提供する際には、何のためにその個人情報が必要なのかを確認し、その必要性が納得できない場合には説明を求めたり、不必要な個人情報は提供しないなどといったことを常に意識し実践することが必要です。

大阪市においては「大阪市個人情報保護条例」に基づき、「大阪市個人情報取扱指針」を策定し、ホームページへの掲載、出前講座の実施などによる事業者および市民に対する周知・啓発、また、事業者に対して、個人情報の取扱いについて指導、助言などを行うとともに、市民からの苦情や相談の受付などを行っています。

今後も、引き続き、法制度の周知徹底を図ることなどにより、個人情報保護の推進に努めます。

個人情報の保護に関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市は事業者の持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われているまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 49.7%	令和 2 年度 62.7%
	民間ネット調査	令和元年度 55.0%	令和 2 年度 65.2%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	状況の推移	
民間事業者の個人情報の取扱いに関する相談件数※	個人情報保護に関する相談への迅速・適切な対応	平成 30 年度 34 件	令和元年度 35 件

※ 大阪市民政局

（８）犯罪被害者等への支援

ー地域の人々の理解や協力が得られるまちー

犯罪の被害にあわれた方や、その家族・遺族の方（犯罪被害者等）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった被害に加えて、大きな精神的被害も負うという実態があります。また、捜査や公判などの過程においてもさまざまな負担がかかり、時には配慮にかけた対応により、さらに傷つけられてしまう二次被害を受けることや、さらには周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道などにより、孤立感・不信感・無力感を強く抱くこともあります。

犯罪被害者等が被害から立ち直り、地域において再び平穏に暮らせるようになるには、地域の人々の理解と配慮、協力が重要です。

平成 16(2004)年 12 月、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、その直面している困難な状況を打開して、その権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定され、国・地方公共団体・国民の責務が規定されました。また、平成 17(2005)年 12 月には国が講ずべき施策の大綱を示した「犯罪被害者等基本計画」が策定され、平成 28(2016)年 4 月には「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

大阪市においても、総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、市営住宅の優先入居をはじめ本市の支援施策や制度についての情報提供や関係機関の紹介などを行うとともに、市民に犯罪被害への理解を深めていただくため、「いのちの大切さを伝える」講演会講師の派遣や、犯罪被害者週間（11 月 25 日から 12 月 1 日）に合わせて関係機関・民間支援団体などと連携したさまざまな啓発活動を行ってきました。

こうした中、犯罪被害者等に対する支援施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るという本市の姿勢を明確に示すとともに、犯罪等の被害にあった場合に条例に基づいた支援が受けられるという安心感を市民に持っていただくため、令和 2(2020)年 4 月に「大阪市犯罪被害者等の支援に

関する条例」を施行しました。本条例に基づき、被害発生 of 初期段階における早期支援、見舞金の支給及び日常生活等の支援を実施しています。

引き続き、犯罪被害者等を支える社会づくりをより一層進めていきます。

犯罪被害者等への支援に関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移（民間ネット調査）		
「大阪市は犯罪被害者やその家族（または遺族）が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 34.5%	令和 2 年度 45.5%
	民間ネット調査	令和元年度 42.0%	令和 2 年度 51.8%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

(9) ホームレス

―地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち―

わが国では、バブル経済崩壊後の景気低迷が深刻化した平成 8(1996)年頃から大都市を中心にホームレス状態にある人が急増し、大きな社会問題となりました。

特に、大阪市には全国最大の日雇労働市場があり、歴史的にあいりん地域を中心にその周辺地域において、不安定な就労形態にある日雇労働者などが多数存在し、高度経済成長期を中心にあいりん地域に集まってきた日雇労働者の高齢化の問題があります。

このように、大阪市のホームレス問題の特徴は、景気変動の影響を受けやすい不安定就労層の問題、あいりん地域の日雇労働者などが野宿生活を余儀なくされた問題および常用雇用から失業して野宿生活を余儀なくされた人の問題が複合しています。

一方、こうした野宿生活を余儀なくされた人の多くが自立の意思を持ちながら、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。しかし、廃品回収など「何らかの仕事をしている人」が62.0%（ホームレスの実態に関する全国調査・大阪市分、平成 28(2016)年 10 月）という現実はまだ知られることがないため、「怠け者」といった偏見が強く、嫌がらせや暴力を受ける事件や生命が奪われるといった凶悪な犯罪も起こっています。

大阪市内のホームレスの数は平成 12(2000)年頃をピークに減少している一方、近年の厳しい経済・雇用情勢の影響を受け、野宿生活期間が短く比較的若年の人の割合が増加する傾向にあります。こうした層は、比較的短期に自立することが期待されることから、就労を中心とする自立支援をより早期に行うことが重要です。また、ホームレスが一日も早く地域社会の中で再び自立した生活が営めるように支援することが求められています。

こうしたなか、大阪市では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」などに則し、「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本として各種施策の推進に取り組んでいます。

ホームレスに関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移（民間ネット調査）		
「大阪市はホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成 27 年度 26.1%	令和 2 年度 38.6%
	民間ネット調査	令和元年度 37.2%	令和 2 年度 43.2%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	現況数値と目標※2		
ホームレスに対する巡回相談の面接実施率	自立につながる施策の推進	平成 30 年度 68.6%	令和元年度 67.8%	令和5年度まで 80%以上
面接相談したホームレスの自立支援センター入所など率		平成 30 年度 78.2%	令和元年度 46.2%	令和5年度まで 野宿生活期間 1 年未満の 70%以上
		平成 30 年度 5.1%	令和元年度 3.4%	令和5年度まで 野宿生活期間 5 年以上の 20%以上
自立支援センターでの就職率	自立支援センターでの就労	平成 30 年度 96.0%	令和元年度 97.0%	令和5年度まで 80%以上
自立支援センターを退所時の就職継続率※1	自立支援	平成 30 年度 62.4%	令和元年度 58.5%	令和5年度まで 60%以上

※1 自立支援センター退所者のうち期間の長短に関係なく就業状態で退所した人の割合。

※2 大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（2019（平成 31）年度～2023（平成 35）年度）
：大阪市福祉局

(10) LGBTなどの性的少数者

－自分らしく生きることができるまち－

LGBTなどの性的少数者（性的指向、性自認に関するマイノリティ）については、性的指向に関して、恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛者（ゲイ、レズビアン）、異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある両性愛者（バイセクシュアル）、また性自認に関して、出生時に割り当てられた性（からだの性）とは違う性別で生きる（もしくは生きたいと望む）トランスジェンダーなどの方々が、社会的に少数派であるがために、生きづらさを感じ、周囲から差別的な取り扱いを受けることがあります。

誰もがありのまま受け入れられ、自分らしく生きることができる社会にしていくことが大切であり、そのためにも、性の多様性についてさらに理解を深めて、差別意識をなくしていく必要があります。

そうした LGBT などの性的少数者への理解を深め支援を行う動きは世界的に広がってきており、わが国においても 令和2(2020)年のオリンピック・パラリンピックの東京開催決定などを機に、自治体や事業者による支援の取組みが進んできています。

大阪市においては、淀川区が平成 25(2013)年9月に「LGBT 支援宣言」を行った以降、市全体に取組みを広げています。平成 29(2017)年 4 月には大阪市ホームページに「大阪市 LGBT 支援サイト」を開設し、性の多様性に対する市民の理解促進と市の取組みの情報発信を図るとともに、区において市民啓発の取組みを実施しています。さらに、行政窓口での対応マニュアルの作成をはじめ、本市が作成する申請書等の性別記載の見直し、庁舎等の多目的トイレの案内表示の改善や人権相談窓口での相談対応など、LGBT などの性的少数者に配慮した取組みも進めています。

平成 30(2018)年 7 月には「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始、同年 10 月には事業者等向けの「多様な性のあり方を理解し認め合うためのガイドブック」を作成し啓発も行っています。平成 31(2019)年1月からは、LGBT などの性的少数者の方々が直面している課題等の解消に向けた取組みを先進的・先導的に推進する事業者等を認証する「大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証制度」を開始しました。 さ

らに、誰もが生きやすい社会の実現に向けた取組の促進を目的に、性の多様性を尊重し、LGBTなどの性的マイノリティが直面している課題等の解消、あるいは広く SOGI※差別解消に向けた様々な活動について、特にその功績が顕著であると認められる個人、団体、学校または事業者を対象として、「大阪市性の多様性尊重大賞」表彰の取組みを開始しました。

※ LGBT は、特定の「人」を指す言葉ですが、すべての人がもつ性のあり方の多様性に焦点をあて、性的指向と性自認（Sexual Orientation and Gender Identity）の頭文字をとって、SOGI という言葉が使われることもあります。

LGBTなどの性的少数者に関する施策・事業などの基本指標

項 目	状況の推移		
「大阪市はLGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」と思う市民の割合※	人権問題に関する市民意識調査	平成27年度 39.7%	令和2年度 51.7%
	民間ネット調査	令和元年度 50.4%	令和2年度 50.2%

※ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

～新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について～

新型コロナウイルス感染症は、令和2(2020)年から国内でも感染が広がりました。未知のウイルスによる感染症が、人々に大きな恐怖心と不安感をもたらした結果、感染者やその家族、医療従事者や配送業務に従事する方などの懸命に社会生活を支えている方々に対し、誤解や偏見に基づく差別やいじめ等が多く発生しています。

どんなに気をつけていたとしても、誰もがこのウイルスに感染する可能性があります。

恐怖心や不安感、誤った情報や、根拠のないうわさ等の不確かな情報に惑わされ、差別やいじめをしたり、不適切な情報の拡散に加担したりするのではなく、正確な情報をもとに、思いやり、支えあい、感謝の気持ちをもって、冷静な行動をこころがける必要があります。

大阪市では、新型コロナウイルス感染症対策支援情報サイトを立ち上げ、正しい情報の発信に取り組むとともに、さらなる差別やいじめ等が発生しないよう、市長による

「STOP！コロナ差別」のメッセージ配信や、ホームページで周知するといった啓発活動を行っています。

また、次の相談窓口で、新型コロナウイルス感染症を理由とした差別やいじめを受けた方の相談をお受けしています。

- ・新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口（健康局）
- ・大阪市人権啓発・相談センター（市民局）
- ・区役所の人権相談窓口（各区役所）

令和2年度人権問題に関する市民意識調査について【速報値】

- 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題（職場や学校などでの差別、誹謗（ひぼう）中傷など）について、「関心がある」、「少し関心がある」と答えた市民の割合 ⇒ 85.7%
- 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、学習した（または啓発などを受けた）ことがあると答えた市民の割合 ⇒ 24.5%
- 新型コロナウイルス感染症に関して、人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりした経験があると答えた市民の割合 ⇒ 10.2%

Ⅲ 人権行政の推進

「人権が尊重されるまち」の実現を図るためにも、人権尊重の視点からの行政運営を着実に推進する必要があります。大阪市の職員一人ひとりが、職務・職種を問わず、人権行政の担い手であることを認識し、積極的に人権尊重の視点から職務を遂行することが不可欠です。大阪市では、全庁的な推進組織として設置している、市長を本部長とする「大阪市人権行政推進本部」を活用し、また、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置している「大阪市人権施策推進審議会」の意見をふまえ、人権啓発・相談の取組みや担い手づくり、「人権の視点！100！」実行プログラムに基づく取組みなど、人権施策の全市的な展開を図っています。



(1) 人権啓発・相談の取組み

「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」では、「人権教育・啓発」を人権行政のエンジン、「人権相談・救済」を人権行政のエアバックとして位置づけています。

人権啓発の取組みとしては、大阪市人権啓発・相談センターにおいて、地域に根差した啓発の担い手として活動している「人権啓発推進員」を育成するほか、さまざまな啓発事業を行っています。

- ・人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」の発刊（令和元年度 74,000 部作成）
- ・人権映像ソフトの貸出（令和元年度 貸出件数 531 件）
- ・人権に関するキャッチコピー等作品募集（令和元年度 応募件数 7,402 件）
- ・Jリーグセレッソ大阪と連携した啓発事業（子ども人権サッカー教室等の開催）
- ・企業への人権啓発研修の実施（令和元年度 10 回実施）

また、各区役所においても、区民まつりや人権週間にあわせた啓発事業等を実施しています。

【大阪市人権だよりKOKOROねっと】

〈第 40 号〉



〈第 41 号〉



〈第 42 号〉



人権相談の取組みとしては、大阪市人権啓発・相談センターにおいて、専門相談員を配置し、電話・メールなどによる相談を受け付けており、令和元(2019)年度の相談件数は2,749件となっています。各区役所においても、人権相談窓口を設けており、大阪市人権啓発・相談センターと連携し対応を行っています。

【場 所】 大阪市人権啓発・相談センター

大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階

【電 話】 06-6532-7830（なやみゼロ）

【ファックス】 06-6531-0666

【メール】 大阪市ホームページから＜メール人権相談＞で検索

【面 談】 大阪市人権啓発・相談センターでの専門相談員による相談

【受付時間】 平日（月曜～金曜）午前9時～午後9時

日曜、祝日 午前9時～午後5時30分

(2) 人権行政の担い手づくり

大阪市においては、多様な市民ニーズに応じるため、さまざまな職務・職種を担った職員が、市民・事業者との協働のもと、多種・多様な施策や事業を企画・立案・実施しています。

「人権が尊重されるまち」を実現するためには、こうした本市の施策・事業が常に人権尊重の視点に立って運営されることが必要であり、そのためには、本市の行政運営に携わる職員一人ひとりが自らの役割を理解し自覚するとともに、高い人権意識を持って施策・事業を立案し、日常業務を遂行することが求められます。

大阪市では、一人ひとりの職員が、人権についての理解を深め、多様性を受容※しながら、各々の担当業務において常に「人権の視点」を意識した行政運営を行えるよう、毎年、全職員を対象とする人権問題研修を実施するとともに、さまざまな職種、階層の職員に対し、多様な人権に関する研修を実施し、人権行政の担い手となる職員の育成に取り組んでいます。

※ 性別やこども、高齢者、障がいのある人、LGBTなどの性的少数者など、様々な人の違い等を互いに認め合い、受け容れること。

項 目	概 要	現況数値
人権問題研修（階層別）の受講者数※	人権問題に対する正しい理解と認識を身につける	令和元年度 831 人
人権問題研修（管理者層）の受講者数※		令和元年度 2,357 人
人権問題指導者研修の受講者数※	所属人権研修における指導的役割を果たすリーダーを育成する	令和元年度 96 人

※ 大阪市人事室

（３）人権の視点からの行政運営の推進

－「人権の視点！１００！」実行プログラムの取組み－

「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」においては、人権行政の「標識」として、行政運営における人権尊重の視点を明らかにした「人権の視点！１００！」を策定しています。

この「人権の視点！１００！」は、人権を尊重した業務や取組みはどのようなものかを具体的にわかりやすく市民や職員に示し、共有化することを主眼としており、次の６つの観点から具体例を示したものです。

【１】伝える（情報公開・広報）

- ・わかりやすく
- ・情報を得にくい市民にも届くように
- ・正確に・適切に
- ・情報をガラス張りに

【２】聴く・知る（広聴）

- ・幅広い市民から意見・批判・提案を聴く
- ・さまざまな機会や場をとらえる
- ・現状を把握する
- ・市民の思いを市政に活かす

【３】備える（環境整備）

- ・ソフト・ハードともにだれもが参加しやすい環境づくり

【４】支える（行政サービス）

- ・サービスを利用しやすくする

【５】つながる（協働）

- ・市民と市民がつながる
- ・市民と行政がつながる

【６】務める（事業者としての責任）

- ・事業者として人権にかかわり責任を果たす

大阪市が施策・事業を実施するにあたっては、この「人権の視点！１００！」を最大限踏まえることとしており、これに基づき、既存事業の総点検を行うとともに、その結果をもとに、人権の視点から事業の改善を行う「人権の視点！１００！」実行プログラムを各所属において策定し、全庁的に人権行政の推進に取り組んでいます。

項 目	概 要	状況の推移	
「人権の視点！100！」 実行プログラムの策定※ ¹	施策・事業の企画・立案、 日常業務の遂行における 人権尊重の視点に立った 点検・改善の実施	令和元年度 全 50 所属※ ² 50 件	令和2年度 全 50 所属※ ² 50 件

※1 大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～：大阪市民政局

※2 大阪府・市の共同設置である I R 推進局を除く 50 所属を実行プログラムの取組みの対象としています。
(I R 推進局は、大阪府が幹事団体となっているため)

大阪市を「人権が尊重されるまち」にするためには、この「人権の視点！100！」実行プログラム、また、本指標でとり上げた各人権課題における施策をはじめ、大阪市人権啓発・相談センターで行っている人権啓発および人権相談の取組みなど、すべての施策や取組みが、人権尊重の視点に立って不断に進められることが不可欠です。そして、これらの取組みの現状を、市民、地域団体や N P O、企業などの地域社会の担い手の皆様にお示しし実感していただくことが、人権が尊重されるまちの実現に向けた取組みを進めていくことにつながるものと考えています。

この「人権が尊重されるまち」指標は、今後も、社会経済情勢の変化や各々の取組状況などを踏まえ、市民の皆様身近なものとなるよう、常に見直し、修正を行い、『人権が尊重されるまち』とはどのようなまちか」「何がどうなれば、『人権が尊重されるまち』に近づいていると実感できるか」を明示し、市民に実感してもらうための「道しるべ」として役立ててまいります。



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話 (06) 6208-7611 ファックス (06) 6202-7073

